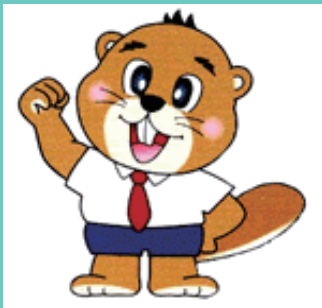




H27.7.15

田村たくみ県議会だより Challenge Spirit

～チャレンジ スピリッツ～

vol.57

Challenge Spirit とは・・・

直訳で「挑戦する精神」。一度志を抱いたならば、一度の挫折を苦とせず糧とし、常に挑戦する気持ちで前向きに頑張っていく「田村たくみ」の精神を表したもの。

平成27年県議戦後の県議会特集！ 5月臨時議会・6月定例県議会報告！

謹啓 盛夏の候、皆様方に於かれましては、ご健勝にてお過ごしのことと、お喜び申し上げます。平素は、私の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月12日投開票の埼玉県議会議員選挙におきましては、皆様方のご理解とご協力により27,358票もの得票を頂き、3期目の当選を果たすことができ、県議会議員として引き続き活動の場を頂きました。

改選後の5月26日に開催された臨時県議会では、議長・副議長をはじめとする議会構成が決定致しました。議長には狭山市選出の本木 茂議員が、副議長には小鹿野町他選出の岩崎 宏議員が選出されました。ちなみに私は、議会運営を司る議会運営委員会の委員長に就任させて頂くこととなりました。また、常任委員会では福祉保健医療委員会委員、特別委員会では地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会の委員長に就任致しました。議会運営委員会は、本会議が円滑に進行するように日程や質問などを調整するなど、議会運営に関する重要な事項を協議・調整するとともに、議案・請願などを審査する委員会であり、とても重要な役割を担わせて頂き、身の引き締まる思いであります。県議会の様々な会派と公平に協議を行い、円滑な議会運営に努めて参りたいと思います。

また、6月22日から7月10日までの19日間で、平成27年6月定例県議会が開催されました。今定例会は、総論として「上田知事の4選出馬の不可思議の迫及」に終始していたように思います。自身の肝いり・政治信条で自ら制定した「多選自粛条例」を蔑ろにする姿勢が多々迫及されている姿は、それこそ県政の停滞であり、知事が在任し続けることへの弊害であります。法的整合性の観点からも、知事には潔く退任して頂きたいと感じました。定例会での議案は、「平成27年度一般会計補正予算（第1号）」ほか、知事提出議案14本のうち、「介護保険法施行条例の一部を改正する条例」を除く13本は原案の通り可決致しました。「介護保険法施行条例の一部を改正する条例」につきましては、県独自の基準として指定通所介護事業所等が実質する介護保険制度外の宿泊サービス等について、非常災害対策のうち「食糧等の備蓄に努める」との事業者への努力義務規定が設けられていることから、県行政のトップである知事が自ら制定した条例の努力義務規定を守らない状況が見られることから、新たに県内事業者に努力義務を課すことへの整合性について、明確な答弁が得られなかったため、継続審査となったものであります。このほかに、議員提出議案が条例2本提案されました。うち、「被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」については、議員立法で全国に先駆けて制定した、いわゆる貧困ビジネス対策のうち、利用者の利用面積を国の基準に合わせて広くするものであります。この条例改正につきましては、全会一致で可決したところであります。また、「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、突如出された議案であり、今後十分な議論が必要なことから、継続審査となった次第であります。

今後も、県政推進・地域発展のために、様々な施策に挑戦して参ります。皆様の更なるご指導・ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。暑い日々が続いて参りますので、お体ご自愛の上お過ごし下さい。

埼玉県議会議員 田村たくみ



6月定例会最終日に委員長報告を行う田村県議

適正な法秩序を求め様々な決議を行う！

===知事の在任期間を定める条例の厳守と法的整合性を求める！===

埼玉県議会自由民主党議員団では、上田知事の4選出馬を見据え、5月臨時議会において知事、県執行部、及び、県附属機関には、法律や条例など様々な法規を遵守することにより、健全な行政運営に期することを求める「知事、県執行部、及び、県附属機関の法規遵守を求める決議」を動議で提案し、賛成多数で採決致しました。

それにも拘わらず、上田知事のいわゆる多選自粛条例を無視した立候補表明を受け、上田知事には条例を遵守することにより、任期までの健全な県政運営に尽くすか、4期目を目指すならば、適正・適法な手続を行うため、直ちに条例の改廃を議会に提案するよう強く求める「「埼玉県知事の在任期間に関する条例」の遵守又は適正な手続を求める決議」を6月定例会途中に動議にて提案し、賛成多数で可決致しました。

しかしながら、条例及び相次ぐ決議を無視する状況が続き、6月定例会最終日においても条例の改廃を行うための議案が提出されなかったことを受け、県のトップである知事が、自ら提案した条例を全く守ろうとしない姿勢は、まさに、モラルの崩壊を招きかねず、決して看過できない重大な問題であること。そして、こうした知事の姿勢こそ、多選自粛条例でいうところの「弊害」そのものであることから、本議会は県民並びに県議会の信頼を大きく失墜させた知事に対し、問責する「上田清司知事に対する問責決議」を動議にて提案、賛成多数で可決・成立したところであります。議会制民主主義を蔑ろにし、知事の身分に「しがみつく」知事の姿勢には、かつての勇ましい上田清司の姿はどこにも見られなくなっていました。

法的整合性を保つためにも、県民の良識ある審判を期待したいです。



6月定例会議会最終日に審議に臨む議場

写真で見る活動報告！



多くのご支援を頂き3期目の当選！



改選後新たに選出された県議93名とともに



議会運営委員会委員長に就任した田村県議

田村たくみプロフィール

埼玉県議会議員（3期）

- ・南6区（さいたま市見沼区）選出
- ・埼玉県議会議会運営委員会 委員長
- ・福祉保健医療委員会 委員
- ・地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会 委員

昭和46年10月15日生まれ（43歳）

- ・さいたま市立海老沼小学校 卒業
- ・さいたま市立片柳中学校 卒業
- ・埼玉県立川口青陵高等学校 卒業
- ・放送大学教養学部 卒業
- ・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 修了（公共政策修士）

主な経歴及び役職

- ・自由民主党さいたま市見沼区支部 支部長
- ・元代議士秘書
- ・自由民主党埼玉県支部連合会 青年局長
- ・日本会議地方議員連盟 副幹事長
- ・一般財団法人 日本教育再生機構 運営委員
- ・さいたま市大宮野球連盟 副会長
- ・一般社団法人 埼玉スポーツ振興会 会長
- ・社会福祉法人 希求会 理事 等



県政のこと、身近なこと、何でもお気軽にご相談ください！お問い合わせは、「田村たくみ」事務所まで…！

埼玉県議会議員 田村たくみ 事務所

〒337-0042 さいたま市見沼区南中野457-15 e-mail: info@takumi-tamura.jp

電話：048-681-0005 FAX:048-681-0006

ホームページ <http://www.takumi-tamura.jp>

